

世帯全員の合計所得額と基準額との比較方法

申請理由を「3(1)世帯員全員の合計所得金額が認定基準額以下」でお考えの場合は、もしお手元に以下の資料があれば、世帯全員分の所得金額の合計が、下欄の基準額以内かどうかを申請前にご確認ください。その他の認定基準は長崎市 HP に記載しておりますので、表面の QR コードからご確認ください。

○給与所得者の場合 **令和5年分** 源泉徴収票 又は **令和6年度** 市民税・県民税税額通知書

令和 年分		給与所得の源泉徴収票												
支払を受ける者 住所又は居所			(受給者番号)											
			(個人番号)											
			(役職名)											
			(フリガナ) 氏名											
種別	支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額			源泉徴収税額						
	円内		円内		円内			円内						
給料・賞与														
(源泉)控除対象配偶者の有無等			配偶者の(特別)控除の額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く.) 特定老人人その他人従人人人			16歳未満後援親縁数の数		障害者の数 (本人を除く.)		非居住者である親族の数	
											特別その他			
									老因					
有 従有			円			円			円		円		円	
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
円内			円			円			円内					
(摘要)														

「給与所得控除後の金額」

令和 年度		給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）													
所 得	給与収入											課税標準	総所得③		
	給与所得												山林所得		
	(所得金額超過20万円)												分離短期課税		
	その他の所得計												分離長期課税		
											課税標準	様式等の課税			
											課税標準	主簿様式等の配当等			
											課税標準	先物取引			
											課税標準				
所 得 控 除	雑 損											控除額	控除税額適用区分	本人請求区分	所得 控除 合計
	医 療 費												配偶者特別		
	社会保険料												扶 養		
	小規模企業共済												基礎		
	生命保険料														
	地震保険料												所得控除合計⑤		
(適用)															

「総所得金額①」

○自営業者等の場合 **令和5年** 所得税確定申告書の控（第一表）

[illegible]

表の上段部分

「所得金額等の合計」

世帯の合計所得額が
表の金額以下かご確
認ください。

(単位：円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額（所得額）	2,256,000	2,658,000	2,972,000	3,384,000	3,941,000

世帯人数	7人	8人	9人	10人	11人
基準額（所得額）	4,533,000	5,097,000	5,342,000	6,103,000	6,410,000